

糖尿病性腎症重症化予防事業委託仕様書

1. 事業名

糖尿病性腎症重症化予防事業委託

2. 目的

東大阪市（以下「市」という。）国民健康保険加入者のうち、血糖値や腎機能等についてリスクのある者に対して、かかりつけ医と連携しながら、糖尿病性腎症重症化予防事業（以下「本事業」という。）の実施について専門性を有する受託者へ委託し、腎不全・人工透析への移行を防止することを目的とする。

3. 実施方法

本事業は、成果連動型業務委託として実施する。委託料は、8. に記載した条件に従って支払うものとする。

4. 場所

東大阪市内施設等

5. 業務委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6. 業務内容

本事業における提供内容は以下のとおりとする。

なお、データの授受は LGWAN 回線などの閉域網を使用し、セキュリティを確保すること。回線の使用に関する経費は受託者が負担することとする。ただし、LGWAN 回線以外の回線を使用する場合は、事前に市と協議を行う。

(1) 本事業のプログラム（以下「事業プログラム」という。）の作成

受託者は市と協議の上、事業プログラムを作成する。実施に際し、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（令和6年3月28日改定厚生労働省）（以下「重症化予防プログラム」という。）、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」（令和6年4月厚生労働省健康局）（以下「標準的プログラム」という。）を十分留意することとし、事業プログラムは糖尿病の重症化予防に効果のある内容とすること。なお、事業プログラムの実施にあたり使用する資料、教材及び機材は事前に提出の上、内容及び使用方法等について市と調整することとする。

(2) 参加勧奨

ア 受託者は、市が特定した事業プログラムの候補者（以下「候補者」という。）に対し、下記の事業プログラム参加案内文書を作成し、受託者作成の封筒にて送付する。

- ・事業プログラム案内文書
- ・事業プログラム案内リーフレット（カラー刷り）
- ・事業プログラム参加確認書
- ・返信用封筒（切手は受託者が負担する。）

※使用する文書の内容については市と協議の上決定し、市は発送物すべてを校正する。

イ 受託者は、アの事業プログラム参加案内文書を送付した候補者に対して保健師・看護師等専門職による電話での参加勧奨を行う。電話勧奨の際、候補者がプログラム参加条件に当てはまっているかどうか聞き取りをする。当てはまっていなければ、プログラムの趣旨を説明し、辞退か継続か対象者の希望を聞き取り、市に報告する。候補者の電話番号は市より提供するものとし、電話による参加勧奨は、候補者本人に電話が繋がるまで、曜日や時間を変えて架電することとする。

※定員を15人とし、重症度の内訳は軽度5人、中度9人、重度1人を目安として勧奨する。

ただし定員を上回ることがあれば、市と協議の上決定する。

ウ 市と受託者は、事業プログラム参加の意思があった候補者を事業プログラムの対象者（以下「対象者」という。）として情報共有し、対象者リストを作成する。受託者は対象者のリストを基に、

参加勧奨電話をしていない対象者へ電話をし、参加意思確認書を受領した旨を伝えつつ、改めて事業プログラムの説明を行ったうえで参加意思に変更がないか確認をする。また、その対象者がプログラム参加条件に当てはまっているかどうか聞き取りをする。

- エ 定員に到達または上回った場合は参加勧奨電話を中止し、必要時返送のみの参加希望者にも架電し、事業プログラムについて説明したうえで、改めて参加意思を確認する。
- オ 市はかかりつけ医へ連絡し、参加の許可を得て対象者を決定する。

(3) 参加確認

- ア 受託者は対象者に下記の事業プログラム参加決定通知書等を送付する。
 - ・事業プログラム参加決定通知書
 - ・個人情報の取扱いについての説明書※使用する文書の内容については市と協議の上決定し、市は発送物すべてを校正する。
- イ 受託者は下記の文書を作成し、対象者の人数に合わせた数を市に預ける。市はかかりつけ医に下記の文書を送付する。
 - ・かかりつけ医向け協力依頼文書
 - ・かかりつけ医向け生活指導確認書
 - ・返信用封筒（切手は受託者が負担する。）※使用する文書の内容については市と協議の上決定し、市は発送物すべてを校正する。
- ウ 受託者は事業プログラム参加決定通知書等を送付した対象者に発送日より数日後に電話をし、事業プログラムの詳しい内容を説明し、最終参加確認を行う。
- エ 受託者は対象者が以下の場合、市へ速やかに報告し事業プログラムの実施について指示を仰ぐ。
 - ・生活習慣を起因としていない糖尿病患者
 - ・対象者として適切でない者（腎臓移植した可能性がある者、既に国民健康保険の資格を喪失している者等）
 - ・がん、難病、精神疾患等の指導に適さない者
 - ・その他特別な事情を有する場合（プログラム参加条件外であった、かかりつけ医が東大阪市医師会外の医療機関だった場合を含む）
- オ 受託者は参加確認後、市からかかりつけ医に事業プログラム参加についての生活指導確認書への記入を依頼することを説明する。
- カ 受託者は、対象者に電話し、面接日と面接場所を取り決めるとともに、参加に必要な書類を対象者から提出してもらおう。また参加者全員のリスト（氏名、住所、生年月日、検査データ、かかりつけ医療機関など）を作成し、市に提出するとともに面接日と面接場所の決定事項を市に報告し、市が面接場所の最終調整を行う。
- キ 面接日と面接場所決定後、事業プログラムを開始する。

(4) 事業プログラムの実施

対象者自身が自らの健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的・効果的に行うことができる個別の支援計画を提供するとともに、対象者に対して服薬管理、食事指導、運動指導等の当該指導期間の生活習慣全般に係るマネジメントを行う。

- ア 事業プログラムの実施にあたり対象者のニーズに沿った個別の支援計画及び支援目標を作成し、実施する。
- イ プログラム実施期間及び指導方法並びに指導内容は事業者の提案による。ただし、実施期間は1人当たり最大6か月とし、指導方法については少なくとも1回は面接（情報通信技術を活用した面接を含む。）による方法を行うこととする。
- ウ 面接の場所は対象者のニーズに沿った形式とし、市と協議の上、別途定めた会場にて行う。事業プログラムに必要な備品、消耗品等及び事業プログラム実施期間中に発生するモニタリングツール・指導ツールなどの経費は、受託者が委託料に計上した費用から負担すること。
- エ 保健師、看護師、管理栄養士等による保健指導とする。
なお、開始時において腎症4期相当の対象者を指導する場合は、循環器系もしくは糖尿病系の臨床経験、または病態別栄養管理に携わった経験が3年以上の上記有資格者とする。
- オ 保健指導を行うものは、糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）の病態や治療方法について、専門医

による講習や各学会のガイドラインの確認等によりあらかじめ介入に必要な知識・技術を習得したものであること。

- カ プログラムのスケジュール及び内容については、受託者の提案のもと市と受託者が協議の上決定する。
- キ 対象者がプログラム途中において、以下の①～④の経緯をたどり、事前連絡もなしに6週間連絡不通となった場合は、市に報告し中途辞退とみなす。
 - ① 最後の指導から2週間経過し、指導予定週を迎えても電話連絡がつかない。
 - ② さらに、曜日や時間を変えて電話連絡を2週間（架電回数5回以上）続ける。
 - ③ ②を行った上での連絡不通者へは、手紙での指導継続意思の確認を行う。
 - ④ 手紙を発送して、2週間経過しても連絡のない不通者は、市へ報告・協議し、中途辞退者とし、市と受託者の併記にて受託者が代理通知を行う。

(5) サポートデスクの設置

- ア 受託者は対象者に送付する事業プログラムの参加案内書等に電話番号を記載し、問い合わせに対応する。
- イ サポートデスクでは、原則平日の午前9時から午後5時の間対応する。
- ウ サポートデスクでは対象者から質問を受けた場合、簡易な返答が可能なように事業プログラムに関する基礎知識を有する者が従事することとする。またより専門的な内容になったときに対象者への不都合のないようフォローアップ体制が整えられていることとする。
- エ 対象者から寄せられると想定される苦情に対してマニュアル等を作成し、対応する。

(6) 提出書類の作成および提出

提出書類の様式及び提出時期は、市と協議の上定めることとする。また報告を要する事案が発生した場合には、随時当該事案について報告書を提出する。

- ア 月次報告書
対象者への事業プログラムを実施した月の翌月に、実施内容をまとめて月次報告書を作成し、市とかかりつけ医へ提出する。なお、事業プログラムが終了した対象者については最終の月次報告書にて評価を行う。
- イ 事業評価報告書
事業プログラムが終了した対象者の個別評価を事業終了後の翌月末までに市へ提出する。事業全体の評価を事業終了後の翌月末までに市へ提出する。
なお、事業評価報告書には7. 記載の評価に必要な指標をすべて記載すること。
- ウ 事故等報告書
事故が発生した場合は、市に直ちに報告するとともに、事故または苦情に係る記録を市に求められた場合は直ちに報告書を提出する。

7. 成果指標及び成果の確認

(1) 成果指標

- ア プログラム参加につながった対象者数
参加勧奨を実施した候補者のうち、参加に同意した対象者数。（15人を上限とする）
- イ プログラム終了率
15名の内、プログラムを終了した者の割合。
- ウ 生活習慣改善率
生活習慣の改善が必要な者の内、生活習慣が改善した者の割合。
※生活習慣が改善した者とは、行動変容ステージモデル等の指標に基づき、食事・運動等の生活習慣がプログラム前後で改善した者。
- エ BMI改善者率
15名の内、BMIの値が改善した者の割合
※BMIの値が改善した者とは、終了時の値が、開始時の値に比べ、下記表の目標減少値通り減少した者。

開始時 BMI	肥満度	目標減少値
18.5 未満	低体重	-0.1 以上
18.5 以上 25 未満	普通体重	-0.3 以上
25 以上 30 未満	肥満Ⅰ	-0.5 以上
30 以上 35 未満	肥満Ⅱ	-0.7 以上
35 以上 40 未満	肥満Ⅲ	-0.9 以上
40 以上	肥満Ⅳ	-1.1 以上

オ 血糖コントロール改善者率

15 名の内、HbA1c がプログラム前後で改善した者の割合。ただし、薬物治療の開始や薬剤量の増加、薬剤変更により値が改善した場合は、改善とはみなさないものとする。

※HbA1c の値が改善した者とは、終了時の値が、開始時の値未満に減少した者。

カ 腎機能低下抑制者率

15 名の内、eGFR がプログラム前後で改善または維持した者の割合。ただし、薬物治療の開始や薬剤量の増加、薬剤変更により値が改善した場合は、改善・維持とはみなさないものとする。

※eGFR の値が改善または維持した者とは、開始時の値における下記表のステージと比べて終了時のステージが悪化しなかった者。

eGFR 区分 (mL/分 /1.73 m ²)	G1	正常または高値	≥90
	G2	正常または軽度低下	60～89.9
	G3a	軽度～中等度低下	45～59.9
	G3b	中等度～高度低下	30～44.9
	G4	高度低下	15～29.9
	G5	末期腎不全	<15

※オ、カにおいて、プログラム前とは、プログラム開始時。プログラム後とは、プログラム開始後、原則 6 か月目の検査データ。欠損する場合は、5 か月目の検査データ。

5 か月目の検査データも欠損する場合は、評価の対象外とする。

(2) 評価方法

事業プログラムを中途辞退した者及び終了した対象者について、受託者が提出する事業評価報告書の個別評価に基づき市が評価を行う。

8. 委託料の支払方法

委託料は、以下のとおりに支払う。

(1) 固定費分

ア 参加勧奨用案内書類の作成及び送付に係る費用

イ 参加決定通知書類の作成及び送付に係る費用

ウ 対象者の保健指導に係る費用

※保健指導を実施した対象者分に限る。

エ 事業評価作成に係る費用

ただし、支払金額は実施要領記載の業務委託料の約 90% (3,540,000 円) を上限とする。

(2) 成果指標分

7. アの成果指標に基づいて支払う。

支払条件については以下のとおりとする。

ア プログラム参加につながった対象者数

プログラム参加人数×1,200 円 (上限 15 人×1,200 円)

(実施要領記載の業務委託料の約 0.5%)

イ プログラム終了率

プログラム終了者数/15 人×282,000 円 (実施要領記載の業務委託料の約 7%) ×5%

ウ 生活習慣改善率

生活習慣改善者数/生活習慣の改善が必要な者×282,000 円 (実施要領記載の業務委託料の約 7%) ×5%

エ BMI改善者率

BMI改善者/15人×282,000円（実施要領記載の業務委託料の約7%）×40%

オ 血糖コントロール改善者率

血糖コントロール改善者/15人×282,000円（実施要領記載の業務委託料の約7%）×30%

カ 腎機能低下抑制者率

腎機能低下抑制者数/15人×282,000円（実施要領記載の業務委託料の約7%）×20%

※対象者数が15人を超える場合は、委託契約額を超えない範囲で市と受託者が協議する。

9. 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、この契約に関し知り得た個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条の個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報をこの契約の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。この契約が終了した後においても同様とする。
- (3) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、あらかじめ市の書面による承諾がない限り、第三者に個人情報の取り扱いの再委託又は下請けをさせてはならない。
- (5) 受託者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、個人情報を複写し、又は複製してはならない。
- (6) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全管理の支障が生じ又は生じるおそれがある場合（当該支障が生じるおそれがあると市が認めることにつき相当な理由がある場合を含む）は、直ちにその状況を市に報告し、市の指示を受け、これに従わなければならない。
- (7) 受託者は、個人情報が記録された媒体をこの契約により行う業務の終了後市と協議の上直ちに市に返却し、又は社会通念上確実な方法による廃棄もしくは消去をしなければならない。
- (8) 受託者は、個人情報が記載された媒体の搬送において、社会通念上安全が確保された措置を講じなければならない。
- (9) 受託者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (10) 市は受託者に対し、第6項に定めるもののほか、個人情報の取り扱いに関して報告をさせることができるものとし、受託者はこれに従うものとする。
- (11) 市は受託者の個人情報管理状況が不適切と認められるときは受託者に対して必要な指示を行うことができるものとし、受託者はこれに従うものとする。
- (12) 前各項に挙げる事項に受託者が違反した場合は、市はこの契約を解除できるものとし、受託者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

10. 再委託について

受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、本体業務における総合的な企画並びに判断及び業務遂行管理部分を除き、受託者は、書面により事前に市の承諾を得た場合に限り、本件業務のために合理的に必要な範囲内で、本件業務の一部を第三者に対し再委託できるものとする。その場合においても、本体業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。

11. その他

- (1) 事業プログラムを実施する場合は、身分証を携帯し、対象者に必ず提示すること
- (2) 受託者は、市の要請する本事業に関する会議等に参加すること
- (3) 事業プログラムに係る対象者の自己負担は無料とする。受託者は事業プログラムに係る必要経費をすべて委託料に含めることとする。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議して決定することとする。

以上